

・第 2 編

一般対策編

◆第 1 章 災害予防計画

第1節 防災思想の普及

市及び防災関係機関は、所属職員に対し、マニュアル等の作成・配付、防災訓練等を通じて防災に関する制度や役割等について習熟する機会を設け、防災知識の普及に努める。また、住民に対しても「自らの身は自らで守る」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等を積極的に実施し、普及・啓発に努める。

1 住民に対する防災教育

市は、災害発生時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災に関する知識の普及・啓発を図る。

(1) 一般啓発

ア 啓発の内容

- (ア) 郡上市地域防災計画の概要
- (イ) 気象情報、地震に関する一般的知識
- (ロ) 土砂災害警戒区域、液状化現象、火山に関する知識
- (ハ) 放射能、「超」広域災害に関する基礎的な知識
- (ニ) 災害が発生した場合に、具体的に取り組むべき行動に関する知識
- (ホ) 警報発表時や避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の発令時に取り組むべき行動
- (ヘ) 防災関係機関等の防災対策及び自主防災組織の防災体制に関する知識
- (ロ) 避難場所、避難路、その他避難対策に関する知識
- (ケ) 建築基準法等の遵守及び住宅の維持・補修・補強、火災予防、非常用備蓄品及び非常持出品の準備等、家庭における防災対策に関する知識
- (コ) 要配慮者及び応急手当等看護に関する知識
- (サ) 災害復旧時の生活確保に関する知識
- (シ) 過去に発生した災害の教訓の伝承
- (ス) 被災者支援制度に関する情報
- (セ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えに関する情報

イ 啓発の方法

- (ア) 市広報、パンフレット、ポスター等の利用
- (イ) 広報車の利用
- (ロ) 講演会、講習会の実施
- (ハ) 防災訓練の実施
- (ニ) 災害図上訓練の普及推進
- (ホ) C A T V、音声告知放送、防災行政無線、インターネットホームページ、メール配信サービスによる情報提供

(2) 企業への啓発

市は、企業従業員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓

練への積極的参加など地域の防災体制との連携に関するアドバイスをを行うよう努める。また、企業自らも防災知識の啓発や防災訓練を積極的に実施するよう働きかける。

2 職員に対する教育

迅速かつ的確な災害対策の実施を図るため、それぞれ防災業務に従事する職員等に対し、次のとおり必要な教育を行う。

- (1) 災害に関する一般的・専門的知識
- (2) 現在講じられている災害対策
- (3) 今後取組むべき課題
- (4) 組織の防災体制
- (5) 職員のとるべき行動（事前、発生後）
- (6) 防災活動に関する基礎的知識（防災資機材の使用方法、応急手当等）

なお、上記(5)及び(6)については、毎年度雨期前に防災研修会を実施し、市職員に対し、十分に周知する。また、各部等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれ定められた事項について職員の教育を行う。

3 教職員及び児童生徒に対する教育

教育委員会は、学校長に対し、市職員に準じて教職員への教育を行うよう指導するとともに、学校安全計画に、災害に関する必要な事項（防災組織、分担等）を定め、児童生徒が災害に関する基礎的、基本的事項を理解し、思考力、判断力を高め、意思決定し、適切な行動ができるよう安全教育等の徹底を指導する。

指導に当たっては、教科、学級活動、学校行事等、教育活動全体を通じて、災害に関する基礎知識を修得させるとともに、災害発生時の対策（避難場所、避難経路の確認、防災知識の普及・啓発等）の周知徹底を図る。また、学校施設が避難所・避難場所として運用される場合にあっては、教職員にも、協力が得られるよう位置づけ、地域防災力の向上を図る。

4 「岐阜県防災点検の日」及び「岐阜県地震防災の日」の設定と点検事項

毎月28日（明治24年10月28日発生の濃尾大震災にちなむ。）を「岐阜県防災点検の日」と定め、個人、家庭、学校、職場それぞれで防災点検を実施する。

また、濃尾地震が発生した10月28日を「岐阜県地震防災の日」と定め、地震及び地震災害に関する意識を高め、地震防災の活動の一層の充実を図る。

なお、防災点検実施の例（10か条）は次のとおりである。

〈個人〉	〈家庭〉	〈地域〉
1 消火器の操作方法	1 家族の役割	1 自主防衛体制
2 応急手当の処置方法	2 非常持ち出し品	2 地域住民の把握
3 緊急避難カードの作成	3 火災防止対策	3 要配慮者の避難対策
4 非常持ち出し品	4 家具等の落下・転倒防止	4 地域住民への連絡系統
5 災害情報の入手方法	5 灯油等危険性物質確認	5 防災資機材
6 緊急時の連絡先	6 家族の連絡方法、集合場所	6 警察・消防への連絡系統
7 災害が発生した時の行動	7 お年寄り等の避難対策	7 消防水利・施設
8 家具等の落下・転倒防止	8 家の外回り	8 物資等の搬送場所
9 避難場所	9 避難場所までの危険箇所	9 危険箇所
10 避難路	10 避難場所・避難路	10 避難場所・避難路

第2節 自主防災組織の育成と強化

大規模な災害が発生した場合は、防災関係機関の活動の遅延・阻害が予想され、「自分達の地域は自分達で守る。」という住民のコミュニティ連帯意識に基づく防災活動が不可欠であり、同時に事業所の自主防災組織による活動も欠かせないものとなってくる。

したがって、市は地域住民、事業所等の自主防災組織の整備、育成を図り、訓練等の実施により災害時の住民、事業所等の自主的な活動を促し、市内全域の組織化を推進するように努める。

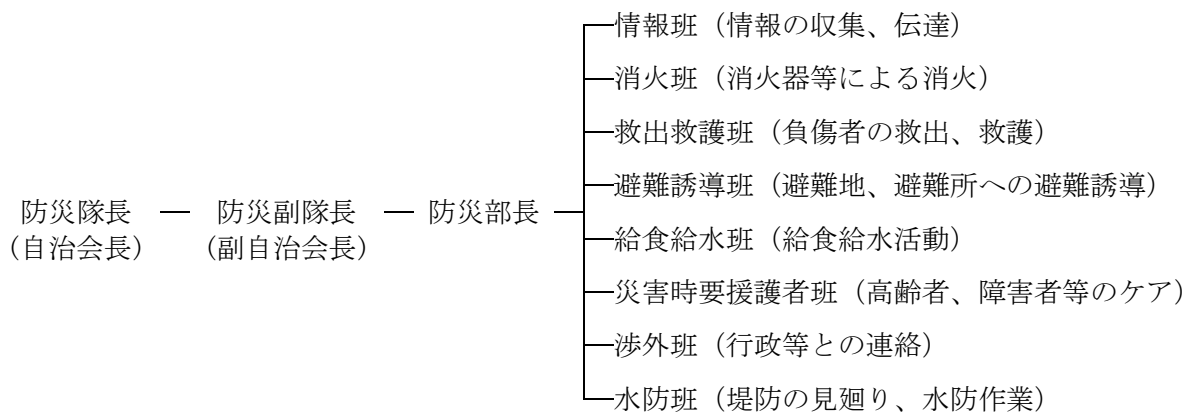
1 地域住民の自主防災組織

(1) 消防OBのリーダー的役割による自主防災組織の育成、強化

市は、消防OBのうちから地域消防防災活動協力員（仮称）を任命し、その専門知識を生かした、地域に密着した指導により、自主防災組織の活動の充実を図る。

(2) 組織及び活動の内容

ア 組織編成



イ 日常の活動例

対 策	内 容	担 当
情 報 対 策	・ 情報の収集、伝達方法の立案 ・ 地震についての知識の収集及び啓発	情 報 班
消 火 対 策	・ 火災予防の啓発 ・ 延焼危険地区、消防水利等の把握	消 火 班
救 出 対 策	・ 救出用資器材の整備計画の立案 ・ 建設業者などへの重機の事前協力要請	救出救護班
救 護 対 策	・ 各世帯への救急医薬品の保有指導 ・ 応急手当講習会の実施 ・ 負傷者収容についての医療機関との協議	救出救護班
避 難 対 策	・ 避難対象地区の把握 ・ 避難路の決定と周知	避難誘導班
	・ 各世帯への備蓄の徹底	

給食給水対策	・飲料水が確保できる場所の把握 ・炊出し、配分計画の立案	給食給水班
要配慮者・避難行動要支援者対策	・自力で避難困難な避難行動要支援者のリストアップ ・要配慮者の避難計画の作成	要配慮者班
他組織との連携対策	・市支部との連絡体制の確立 ・市支部内防災関係機関や隣接自治会、事業所との連絡方法の確立	渉外班
水防対策	・水防危険箇所の把握	水防班
防災訓練	・個別訓練の随時実施 ・市が行う防災訓練への参加	各班
備蓄	・各班の活動に必要な資機材、物資を順次備蓄 ・備蓄資機材、物資の管理、点検	各班

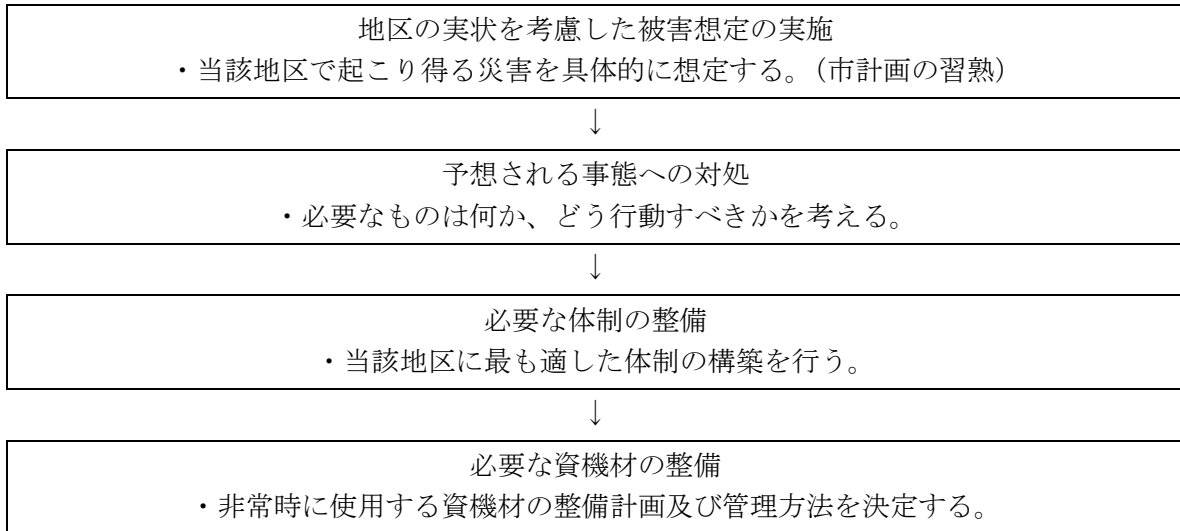
ウ 災害時の活動例

対 策	内 容	担 当
情 報 対 策	・各世帯による被害状況のとりまとめ	各世帯
	・情報の集約 ・重要情報の各世帯への広報 ・地域住民の安否、入院先、疎開先等の情報収集	情報班
消 火 対 策	・各自家庭における火の始末 ・初期消火の実施	全 員
	・延焼の場合は消火活動	消火班
救 出 対 策	・初期救出の実施 ・建設業者への応援要請	救出救護班
救 護 対 策	・軽傷者は各世帯で処置	各世帯
	・各世帯で不可能な場合は市救護班に依頼 ・重傷者などの医療機関への搬送	救出救護班
避 難 対 策	・避難路の安全確認 ・避難者の誘導（組織的避難の実施）	避難誘導班
給食給水対策	・飲料水の確保 ・炊出しの実施 ・飲料水、食料などの公平配分	給食給水班
要配慮者対策	・要配慮者の避難救護 ・避難所における要配慮者への協力	要配慮者班
他組織との連携対策	・被災状況等の市支部への報告 ・市支部内防災機関や隣接自治会、事業所との情報交換 ・市への安否等住民に関する情報の提供	渉外班
水防対策	・水防活動の実施	水防班

2 防災マニュアルの作成

災害は、種類、規模、発生場所及び発生時期、時刻等により、その態様が全く異なるため、班編成及び役割については各地区毎に協議を行い定めるものとし、必要により改正を行う。その際、職員及び消防団員は、積極的に協力する。

また、各地区ごとに地区の実状に合った防災マニュアルの作成を図るものとし、作成については、地区内に消防団、医師、看護師等の専門家（若しくはOB）が在住しているかを確認の上おおむね次のような段階を重ね、協議を行う。



3 特定受益団体等の自主防災組織

特定受益団体等の自主防災組織における防災活動の内容は、次のとおりとする。

(1) 農道受益団体

- ア 平常時における側溝、排水施設、路面の整備
- イ 災害時の被害の調査、連絡、復旧計画

(2) 農業用水受益団体

- ア 平常時における水路、堰堤等の保守点検整備
- イ 増水予想時における水門の閉鎖
- ウ 災害時の被害の調査、連絡、復旧計画

(3) 林道受益団体

- ア 平常時における側溝、排水施設、路面の整備
- イ 災害時の被害の調査、連絡、復旧計画

(4) その他の団体

それぞれ実状にあった自主防災組織の確立を図り、災害対策を講じる。

4 施設の自主防災組織の設置

法令により防火管理者等をおき、防災計画を作成し、自主防災組織を設置している施設については、その組織による防災活動の充実強化を図って、自主防災体制を整備する。

5 事業所における自主防災組織

自主防災組織を設置していない多数の従業員がいる事業所で、組織的に防災活動を行うこと

が望ましい施設については、事業所の規模、形態によりその実態に応じた組織づくりをし、それぞれに適切な規約及び防災計画を作成する。

6 関係機関の防災組織の整備

農業協同組合、森林組合、ダム管理者等地域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、独自の組織体制を整備し、それぞれの応急措置の実施に万全を期するものとする。

第3節 ボランティア活動の環境整備

災害時におけるボランティア活動の必要性、重要性から、市は、ボランティア活動が円滑に行われるようその活動環境の整備を図る必要がある。そのため、日本赤十字社岐阜県支部郡上地区、郡上市社会福祉協議会やボランティア団体との連携を図り、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保に努める。

1 ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、郡上市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）、日本赤十字社岐阜県支部郡上地区並びに各種ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行うものとする。

その際、ボランティアの活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するものとする。

2 ボランティアの組織化推進

市は、関係団体による連絡協議会等の設置を促進し、ボランティアの自主性を尊重した組織化を推進する。

3 災害救助ボランティアの登録

市は、市社協が行う、迅速・円滑な災害救援ボランティア活動を可能にするための受け入れ体制づくりについて、指導・支援する。また、ボランティアの登録状況について、把握しておく。なお、市社協は、次の要領で災害救援ボランティアの登録受付を行う。

(1) 対象者

ア 18歳以上で災害救援ボランティア活動が可能な者

イ 15歳以上18歳未満で次の条件を満たす者

(ア) グループの活動であること

(イ) グループに20歳以上の指導者がいること

(ウ) 原則として県内の活動に限ること

ウ 災害救援活動を希望するグループ又は団体

(2) 登録後の活動要請

次の場合に、市社協からボランティア活動を要請する。

ア 災害が発生し、関係機関から派遣の要請があった場合

イ 災害が発生し、災害救援ボランティア活動が必要と認められる場合

4 ボランティア活動の推進

(1) ボランティアセンターの設置

市社協は、ボランティアセンターを設置し、広報啓発、福祉教育、養成・研修、受け入れ

側との連絡調整等を行い、ボランティア活動の推進を図る。

なお、市は、ボランティアセンターの設置・運営について指導・支援をするとともに、ボランティアセンターの運営に積極的に参画するものとする。

(2) ボランティアコーディネーターの設置

市社協は、災害時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようボランティアコーディネーターの設置、育成に努める。なお、市はボランティアコーディネーターの設置・育成について指導・支援する。

5 ボランティア活動拠点の整備

市は、災害救援ボランティア活動の拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の整備を図るものとする。

第4節 防災体制の確立

災害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。

このため、市は、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。

1 職員の動員・配備体制の強化

職員を災害発生の初期からできるだけ早急かつ多く必要な部署に動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していく上で、極めて重要である。

市は、気象情報により災害が発生するおそれがある場合又は災害発生後、職員の安全の確保に十分配慮しつつ、職員が速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、次の対策を推進する。（動員配備体制は、本編第2章第1節「市本部活動体制計画」参照）

- (1) 災害対策本部及び支部職員の動員配備を適切に行い、情報の収集・伝達や、各種救援活動に関する初動段階の活動要領等のマニュアルを作成する。
- (2) 勤務時間外の予測が困難な災害についても、迅速な警戒体制が確保できるよう、当直員等による24時間体制で対応する。

2 災害対策本部・支部の運営体制の整備

災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、次の対策を推進する。（災害対策本部の設置方法は、本編第2章第1節「市本部活動体制計画」参照）

- (1) 警報等発表後、本部及び支部設置を必要とする段階で参集してきた職員が手際よく災害対策本部及び支部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。
- (2) 災害対策本部・支部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも2～3日分の水、食料、毛布等の備蓄を行う。
- (3) 本部・支部員会議の職員が災害発生時に的確な活動を行うため、平常時から特に次の点について習熟できるよう、重点的に研修しておく。

ア 動員配備・参集方法

イ 本部の設営方法

ウ 各種通信機器等の操作方法等

3 災害対策本部・支部室の整備

本庁舎（本所勤務者）及び各振興事務所（支所勤務者）に設置する災害対策本部・支部室については、必要な機能を整備する。

なお、災害により本部施設が使用不能となった場合は、郡上市総合文化センター又は各振興事務所の指定した場所を代替場所として使用する。

4 公共施設の整備

発災時の応急対策の拠点ともなる公共施設の老朽建物の改築促進及び補修等を次により実施する。

- (1) 老朽度の著しい建物については、耐震耐火構造建物へ改築を図る。
- (2) 建物の定期点検などを実施して破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。
- (3) 老朽化公営住宅に関しては、建て替え事業の実施を順次図り、オープンスペースの確保を行う。

第5節 広域応援体制の整備

大規模災害にあつては、市の防災機関だけでは対応できない事態が想定されることから、他地域からの応援が必要である。したがって被災地においては、混乱により応援についての十分な事務処理ができない場合があるので、事前にこれを想定し、きめ細かい取り決めをした広域の応援体制を多重的に整備する。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け、または支援をすることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に支援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとする。

さらに、防災対策の検討等を通じて、平時から災害時に向けてコミュニケーションをとっておくこと等により「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものとするよう努めるものとする。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

1 広域的な応援体制の整備

市は、県又は市町村域を越えた広域の災害時における応援協定等の締結に努めるとともに、県内市町村の災害時相互応援体制の充実を図る。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

また、災害発生時、周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとし、相互応援協定等に基づき、県内に派遣される応援部隊の受入れ態勢及び活動基盤となる施設等の整備を進めるものとする。

2 県内相互応援

(1) 広域消防相互応援体制

市は、消防組織法第21条の規定に基づき消防に関し、相互に応援するため「岐阜県広域消防相互応援協定」（資料2-5-6参照）を締結している。

(2) 県広域防災相互応援体制

市は、災害対策基本法第67条の規定に基づき、災害発生時の応急措置に関し、他の市町村の応援を要求できるが、要求に基づかない自主的な相互応援をするため、県内全市町村による「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」（資料2-6-3参照）を締結している。

3 県外相互応援

県では、他の都道府県との相互応援に関する協定を締結し、大規模災害にあつての災害時の相互応援体制の万全に努めており、中部9県1市と相互応援協定を締結していることから、協定県内の市町村の応援を県に要請することができる。

市では、同時に被災する可能性の少ない遠隔の市町村や、友好市町村との間の相互応援協定を検討する。

なお、福井県大野市、兵庫県丹波篠山市及び三重県志摩市と災害時相互応援協定（資料２－６－１～２－６－２の２参照）並びに東京都港区と災害時相互協力協定（資料２－６－２の３参照）を締結している。

４ その他の応援体制

（１） 広域航空消防応援

市は消防組織法第24条の３の規定に基づき、他の都道府県の市町村にヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請できる。

（２） 緊急消防援助隊

市は、大規模災害又は特殊災害の発生時に消防の広域的な応援等を行う緊急消防援助隊について、その要請及び活動等が円滑、迅速に実施できるように努めるものとする。

（３） 他の市町村との応援協定の締結

５ 各種協定等一覧表

市では、大規模災害に当たっての各種の応援に関する協定を次の一覧表のとおり締結している。

協定種別	協定先団体名	締結日	備 考
災害復旧	(社)郡上建設業協会	H16.12.14	郡上市の災害応援協定に関する協定書
	(社)岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	H19.2.5	災害時の応援業務に関する基本協定
	郡上建築工業会	H21.9.4	郡上建築工業会との災害応急対策に関する協定書
	岐阜県電気工事業工業組合 郡上地区	H23.12.21	災害時における電気設備等の復旧に関する協定
避難所開放	岐阜県立郡上高等学校	H28.10.25	非常災害時における教育施設等開放に関する覚書
	岐阜県立郡上北高等学校	H28.12.9	非常災害時における教育施設等開放に関する覚書
	岐阜県立郡上特別支援学校	H28.12.19	非常災害時における教育施設等開放に関する覚書
	岐阜県	H30.6.2	非常災害時における清流長良川あゆパーク開放に関する覚書
郵便局の応援	郡上八幡郵便局 西和良郵便局 大和郵便局 白鳥郵便局 高鷲郵便局 美並郵便局 明宝郵便局 和良郵便局 石徹白郵便局	H17.3.22	災害支援協力に関する覚書 道路損傷等についての情報提供に関する覚書 消火・救命に関する覚書
救急救護	(社)岐阜県郡上市医師会	H18.4.1	災害時における医療救護活動に関する協定書
	郡上歯科医師会	H26.5.22	災害時における医療救護活動に関する協定書

	郡上薬剤師会	H26. 5. 22	災害時における薬剤の指導、医薬品管理等に関する協定書
	岐阜県タクシー協会郡上支部	H18. 10. 27	集団災害時における医療救護従事者の輸送に関する協定書
消防	美濃市	H16. 4. 12	消防相互応援協定書
	下呂市	H16. 10. 19	消防相互応援協定書
	関市	H17. 2. 7	消防相互応援協定書
	大野市（福井県）	H17. 11. 7	消防相互応援協定書
	岐阜県郡上生コンクリート協同組合	H18. 10. 27	災害時における消防水等の供給支援協力に関する協定書
	岐阜県及び県内市町村	H29. 3. 24	岐阜県広域消防相互応援協定書
相互応援	大野市（福井県）	H19. 2. 5	災害時相互応援協定
	丹波篠山市（兵庫県）	H24. 1. 11	災害応急対策活動の相互応援に関する協定
	志摩市（三重県）	H25. 7. 13	災害応急対策活動の相互応援に関する協定
	港区（東京都）	H26. 2. 6	災害時相互協力協定
	岐阜県及び県内市町村	H10. 3. 30	岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書及び実施細目
	岐阜県及び県内市町村	H 9. 4. 1	岐阜県水道災害相互応援協定
	国土交通省 中部地方整備局	H23. 5. 27	災害時の情報交換に関する協定
防災ヘリ	岐阜県	H 6. 3. 28	岐阜県防災ヘリコプター応援協定
生活物資の調達・運搬	株式会社バロー	H19. 8. 8	災害時における生活必需物資の調達に関する協定
	株式会社コメリ	H22. 10. 12	災害時における生活必需物資の調達に関する協定
	めぐみの農業協同組合	H23. 5. 31	災害時における相互応援に関する協定
	株式会社マツオカ	H30. 3. 22	災害時等における応急生活物資の供給等に関する協定
燃料等の供給	一般社団法人L P ガス協会 郡上支部	H20. 6. 2	災害時におけるL P ガスの供給に関する協定
	岐阜県石油商業協同組合郡上支部	H30. 8. 14	災害時における燃料等の安定供給に関する協定

第６節 防災通信設備等の整備

災害時における迅速かつ的確な情報の収集、伝達を確保するため、防災行政無線のほかバックアップ機能の保持としての観点から各種通信施設の整備を図る。

１ 本市の通信施設の現況

本市の通信施設については、整備計画を樹立し、これに基づき整備を推進するとともに万一これらの施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め、通信連絡機能の維持を図るとともに、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

本市において利用可能な通信施設及び関係機関との連絡方法は、次のとおりである。

(1) 利用可能な通信施設

- ア 岐阜県防災行政無線
- イ 郡上市防災行政無線
- ウ 消防無線
- エ 警察電話

(2) 関係機関との連絡方法

市←→県	電話、県防災行政無線
市←→消防本部	電話、県防災行政無線、消防無線
市←→郡上警察署	電話
市←→消防団	電話、市防災行政無線、消防無線（受令機）、音声告知放送
消防本部←→消防団	電話、消防無線（受令機）
市←→住民（自主防災組織）	電話、市防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機、復信通話機）、CATV、音声告知放送

２ 通信施設

(1) 郡上市防災行政無線

市は、同報系デジタル防災行政無線により、広報及び災害その他緊急時の通報を確保している。（市防災行政無線の現況については、資料３－１参照）

移動系無線については、当面アナログ方式で市内の統一化を図るが、将来的にはデジタル方式による防災無線を整備する。

ア 屋外拡声子局

ケーブルテレビ通信網を利用した有線基盤による情報伝達手段は整備されているものの、ケーブル切断時や停電時の早期復旧が困難であるため、市内全域に防災無線屋外子局を整備している。

イ 防災無線戸別受信機

避難所施設、公共施設等に防災無線戸別受信機を整備しているが、将来的には一般世帯においても無線による戸別受信機に統一化の方向で検討を進める。

(2) 岐阜県防災行政無線

県は、防災情報通信システム（平成7年4月供用開始）により、県本部、県支部、市町村、国や他の都道府県の関係機関、その他防災関係機関及び災害現場等との間の通信を確保している。

ア 衛星通信回線システム

(7) 構成

衛 星 通 信 回 線 (地域衛星通信ネットワーク)	岐阜県地域防災計画添付資料 岐阜県防災・情報通信システム回線構成図参照
-------------------------------	--

(4) 機能（特徴）

- a 市町村、消防本部等全端末局とファクシミリ通信可能
- b 通話中の回線を切ることなく一斉指令可能

イ バックアップ機能の確保

衛星通信回線のバックアップ回線としての専用有線回線の設置（2ルート化）

(3) 震度情報ネットワークシステムの活用

県は、県内全市町村に計測震度計を設置する震度情報ネットワークシステムの整備により、県内の震度情報を把握し、国に速報するとともに、観測データの蓄積により地震予知に役立てられており、市も県と連携しシステムの活用に努める。

3 非常通信の拡充

市は、災害時等に、加入電話又は自己の所有する無線通信施設等が使用できない場合又は利用することが困難となった場合に対処するため、電波法（昭和25年法律第131号）第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、東海地方非常通信協議会の活動を通じて、非常通信体制の拡充に努める。

4 情報収集・伝達等通信体制の強化

- (1) 市内のアマチュア無線局と連携により、非常時における協力体制・名簿の作成等を行うものとする。（災害時使用周波数、144.8MHz）
- (2) 携帯電話通話エリアの拡大を関係機関に呼び掛ける。
- (3) 住民等へ被災情報、避難所情報、安否情報、支援情報等を提供するため、CATV・インターネット・GIS地図情報を利用した防災情報システム等の整備に努める。
- (4) 東海自動車無線協会等の協力を得て、タクシー無線による情報の収集を図る。
- (5) 市及び防災関係機関は、緊急発電設備等を多重的に整備するとともに、要員の緊急体制を多重的に整える。
- (6) 市は、あらかじめ、災害現場に赴き情報収集に当たる職員を指定するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、また、小型無人機（ドローン）等の機材を整備するなど、災害現場情報等の収集に努めるものとする。

第７節 医療救護体制の整備

大規模な災害の発生により、数多くの負傷者、被災者等へ医療を提供するため、災害医療救護（助産を含む。以下同じ。）体制を確立する。

１ 緊急医療体制の整備

市は、地域の医療機関等の協力の下に、医療救護体制を確立するため、医療救護活動のための計画及びマニュアルを作成するとともに、軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護や医療救護班等の活動支援などについて、自主救護体制を確立するための計画を定めておくものとする。

- (1) 市は、地域の実情にあわせた医療班を編成しておく。ただし、市独自で編成が不可能な場合は、広域圏で編成する。
- (2) 医療班編成に当たっては、郡上市医師会、郡上歯科医師会、郡上薬剤師会、病院等医療機関（資料７－１参照）の全面的な協力を得て編成する。
- (3) 災害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、常に点検を行っておく。
- (4) 避難所等における救護所の設置について、あらかじめ当該管理者と協議しておく。
- (5) 市は、傷病者を処置、収容等を行う施設として、救護所及び救護病院をあらかじめ指定しておくとともに、住民への周知を図っておくものとする。

また、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入情報等の収集方法をあらかじめ定めておくものとする。

- (6) 市及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

２ 後方搬送体制の整備

- (1) 負傷者の後方搬送について、市は関係機関と連携し、それぞれの役割分担を明確に定めておく。
- (2) 医療班や医療機関は、多数の負傷者が発生している災害現場において、救急活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命措置の必要な負傷者を搬送する必要がある。

このため、傷病程度を選別を行うトリアージ・タッグ（※）を活用した救護活動について、日ごろから訓練し、習熟に努める。

（※）トリアージとは、災害発生時などに多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うために傷病者の治療優先順位を決定することをいい、トリアージ・タッグとは、トリアージの際に用いるタッグ（識別票）をいう。

- (3) 人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には、医療施設などに搬送し、救護する必要がある。

このため市は、医療機関、自主防災組織、ボランティア等との連携により、災害時における体制を確立するよう努める。

- (4) 大規模災害時には、救急車等搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により、医療活動が困難となることが予想される。

このため市は、自主防災組織、住民等に対し、近隣の救護活動や医療機関への搬送活動等について自主的に対応する必要があることを広報、研修等により周知徹底し、自主的救護体制の整備を推進する。

3 医薬品等の確保体制の確立

市は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、または困難な場合を想定し、救急医療品、医療用資機材の備蓄、調達体制の整備、在庫量の把握等、医薬品等の確保体制の確立に努めるものとする。

4 広域医療搬送拠点等の整備

市は、地域の実状に応じて、県内他地域や近隣県へ患者を搬送するための域内搬送拠点として使用することが適当な施設を抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。

第8節 緊急離着陸場等の整備

災害情報の収集、人命の救出、救援物資の輸送等、迅速な災害救助を行うため、市に緊急離着陸場を設定するとともに、市は防災関係機関の協力を得て、常に緊急離着陸場の機能を有するようその実態の把握と整備を図る。

1 緊急離着陸場の選定

市は、道路の損傷により陸上輸送が不可能となった場合のヘリコプターによる空輸、あるいはヘリコプターによる救急・救助、林野火災等の空中消火の基地として、ヘリコプターの離着陸の可能な空地を選定・確保し、緊急離着陸場を設ける。(資料6-1参照)

2 ヘリポート等の整備

市は、ヘリコプターが災害時のみならず訓練、広報等においても常時使用できるヘリポート、飛行場外離着陸場（ヘリストップ）の整備促進に努めるほか、緊急離着陸場においてもヘリコプターが安全に離着陸できるように、周囲に障害物となるものが生じないよう維持管理に努める。

第9節 防災訓練の実施

災害発生時に、市は県・関係機関及び地域住民等と連携を図りながら、初動体制、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災知識の普及や災害時における防災対応行動力（共助の行動の実践）の向上を図るため、地域住民、自主防災組織に対して防災訓練の積極的参加について啓発に努め、図上又は現地において計画的、継続的に防災訓練を実施する。

1 基本方針

市地域内の防災関係機関あるいは防災上重要な施設の管理者は、水害、火災等それぞれの地域（施設）において発生が予想される災害の具体的な想定に基づき、災害予防責任者、防災業務従事職員あるいは地域住民の処理すべき応急的な対策について、それぞれの機関別にあるいは2以上の機関が合同して訓練を行う。

なお、訓練を実施するに当たっては、次の点に留意する。

(1) 実施結果についての見直しと反映

訓練後には、評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行うこと。

(2) 地域住民等との連携

災害時における地域の災害応急活動等の重要性に鑑み、地域住民、自主防災組織、企業等に訓練への積極的な参加を求め、相互に連携した訓練の実施に努めること。

2 総合訓練

市は、各部門別応急対策実施機関等と合同して、毎年1回程度災害が予想される季節前等において、おおむね次の対策を総合して地域住民とが一体となった訓練を実施する。

訓 練 科 目	実 施 機 関	訓 練 科 目	実 施 機 関
気象警報等伝達訓練	市、関係機関、住民	医 療 訓 練	市、医療機関
通 信 訓 練	市、消防団、消防本部、自衛隊、関係機関	炊 出 し そ の 他 、 救 助 訓 練	市、女性防火クラブ、自衛隊
避 難 訓 練	市、消防団、消防本部、警察、学校、幼稚園、保育園、病院、社会福祉施設、住民等	消 防 、 水 防 訓 練	市、消防団、消防本部・署、自衛隊
救 出 訓 練	市、消防団、消防本部、警察、自衛隊	そ の 他	関係機関

3 水防訓練

市、消防本部及び消防団は、水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により訓練を実施するほか、関係団体が合同して行う訓練に参加して実施する。

(1) 実施の期間

洪水が予想される時期前の最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

(2) 実施地域

重要水防箇所等洪水のおそれのある地域において実施する。

(3) 方 法

図上又は実地に消防団各方面隊ごとに定例訓練を実施するほか、随時幹部の水防工法その他関連する訓練と併せて講習会等を実施する。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

浸水想定区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

4 消防訓練

市、消防団及び消防本部は、消防計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ、県本部その他の団体、近隣市町村と合同し、大規模な機動演習を実施する。

5 避難等救助訓練

市、消防団及び消防本部は、避難救助等の関係機関と連携を保ちつつ、それぞれ関係の計画に基づき避難その他救助の円滑な遂行を図るため訓練を実施する。

なお、学校、病院、社会福祉施設、工場、その他多数の者が出入りし、勤務又は居住する施設にあっては、収容者等の人命保護のため、避難施設の整備と救助訓練の実施について指導する。

また、社会福祉施設における具体的な訓練は、災害が発生したときの避難場所、避難（誘導）方法、その他細部にわたる計画を施設管理者が策定し、社会福祉施設においては年2回以上（児童福祉施設においては月1回）の避難訓練を消防機関等の協力を得て行う。うち、入所型の社会福祉施設においては、夜間又は夜間を想定した避難訓練を1回以上実施する。

6 地域住民の自主防災組織による訓練

防災知識の普及や災害時における防災対応行動力（共助の行動の実践）の向上を図るため、地域住民の自主防災組織による情報の収集及び伝達、出火防止、初期消火、避難誘導及び応急訓練等の実施及び積極的な参加について啓発に努め、必要に応じて指導協力する。

第10節 文教関係の予防計画

学校その他文教施設の災害予防あるいは児童・生徒の安全避難の訓練等文教関係の災害予防対策は、別に定める計画のほか、本計画に定めるところによるものとするが、各施設の管理者は、それぞれの災害条件を考慮し、施設別にその計画を樹立して実施の推進を図る。

1 不燃化、安全性の促進

学校その他文教関係の建物、施設の管理者は施設を災害から保護するため次の事項に留意して施設の整備に努める。

(1) 学校、その他教育施設等

学校その他教育施設は、児童・生徒等の安全のほか避難所として使用されることも想定し、不燃・耐震構造とするように努める。

(2) 文化財施設（資料11－5 参照）

指定文化財等の施設を災害から防護するため、不燃化建築による保存庫、収蔵庫等の設置を行い、文化財の保存に努める。

2 施設の予防対策

学校その他文教施設を管理している者は、常に施設の保全管理に努め、特に次の事項には十分に留意して施設災害の予防に当たる。

(1) 組織の整備

施設の補強・補修等（台風時における準備作業等）が迅速かつ的確に実施できるよう、職員の任務の分担あるいは作業員の配置等平常時からその組織を整備しておくこと。

(2) 補修・補強

平常時から施設の点検・調査を実施し、危険箇所あるいは不備施設（避難施設等）の早期発見に努めるとともに、これの補修・補強あるいは整備に当たること。

(3) 資材等の整備

災害時の施設等の補修・補強に必要な資材、器具等を整備しておくこと。

(4) 文化財施設

指定文化財等を火災等の災害から防護するため、建造物等には消火栓、消火器等を設置し防災に努めるとともに、文化財施設等での火気の使用制限、施設内の巡視等を行い、災害予防に努める。

3 危険物の災害予防

化学薬品その他の危険物を取り扱い、あるいは保管する学校及び教育関係機関にあつては、関係法令の定めに従って厳重に保管管理するとともに、適切な取扱いに努めなければならないが、特に災害発生時における安全の確保について適切な予防措置を講じておく。

4 防災教養

市教育委員会は、関係職員に対して防災指導資料を作成配布し、あるいは講習会、研究会等

を開催して防災に関する知識のかん養及び技術の向上に努める。また、各学校においては、全職員の協力を得て、常に児童・生徒の防災知識の普及に努めるとともに、児童・生徒を通じてその地域における防災意識の普及徹底を図り、あわせて災害の未然防止と災害時の応急対策についても十分周知させる。なお、このため各学校は、次の諸点に留意してその普及に努める。

- (1) 防災知識の普及は、正常な教育課程に位置づけて実施すること。特に、学校行事等において実施される講話、避難訓練、消火訓練、水泳指導等の場合においては、事前の指導として防災知識の普及に努める。
- (2) 災害時には、児童・生徒の生命尊重、安全退避を第一義とし、火災、風水害、雪害等それぞれの場合における生命の安全確保について万全を図るため、施設・設備の状況、気象条件、地形条件等を十分考慮して、それぞれの災害の場における適切な退避計画を樹立し、事前に児童・生徒に周知を図ること。この場合特に低学年の児童や身体的故障のある児童・生徒にはよく理解させ徹底しておく。
- (3) 学校災害の未然防止を図るため、火気取扱いの注意、危険薬品の管理、配電施設の安全、老朽危険箇所の補修等に細心の意を用い、児童・生徒に対しても火遊び等をしないよう指導すること。
- (4) 児童・生徒の通学路に沿う危険箇所については、学校は、事前に調査し、登下校の指導や災害予防の知識について理解させ徹底しておくこと。
- (5) 児童・生徒が消火作業や搬出作業等の救援活動に従事する場合は、まず身体生命の安全を確保した上で考えること。この場合学校の施設・設備の状況や、作業活動の組織等について十分検討を加え、無理な活動を要求しないよう慎重を期すること。
- (6) 指定文化財等の所有者又は管理者は、毎年防火管理、防火知識の普及を図るため、施設職員に対して講習会等を開催して、火災予防の徹底を期する。

5 避難その他の訓練

学校その他文教施設を経営し管理しているものは、関係職員に対して職員自身の防災に対する心構えを確認し、災害時に適切な処置がとれるよう災害の状況を想定し、警報の伝達、児童・生徒の避難、誘導等防火上必要な計画を樹立するとともに、訓練を実施する。なお、訓練計画の樹立及び訓練の実施に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 計画及び訓練は、学校規模、施設設備の状況、児童・生徒の発達段階等それぞれの実情に応じた具体的かつ適切なものとする。
- (2) 訓練は、学校行事等に位置づけて計画し、全職員の協力と、児童・生徒の自主的活動とあいまって十分な効果を収めるように努めること。
- (3) 火災、風水害等それぞれの場合における計画を樹立し、訓練を実施すること。なお、この場合それぞれの災害の特色や災害状況の相違等を検討し、形式的なものにならぬよう注意すること。
- (4) 訓練は毎学期1回程度実施すること。
- (5) 訓練の実施に当たっては、事前に施設設備の状況、器具、用具等について点検し、常に十分活用できるよう充足するとともに訓練による事故防止に努めること。

- (6) 平素から災害時における組織活動の円滑を期するため、全職員及び児童・生徒等の活動組織を確立し、各自の任務を周知徹底しておくこと。
- (7) 計画の樹立及び訓練の実施に当たっては、関係機関と事前に連絡を密にし、専門的な立場から助言、指導を受けること。
- (8) 訓練実施後は、十分な反省を加え、関係計画の修正整備を図ること。

6 気象予警報等の把握、伝達

教育委員会及び各施設管理者は、小・中学校教育施設における災害対策実施のための気象状況に留意し、災害に関する注意報、警報及び東海地震の予知に係る情報等各種の情報の把握に努めるものとする。なお、気象警報等の伝達は、第2章第5節「警報・注意報・情報等の計画」に基づき、市及び各振興事務所に伝達されるので、教育委員会は、各学校長に対し、伝達するものとする。

7 臨時休業

災害の発生が予想される場合の学校の臨時休業については、市教育委員会が決定して行うものとする。

第11節 避難対策

市長は、災害時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、あらかじめ避難計画を策定し避難誘導体制を整備する。災害時の避難対策については、本計画の定めるところによるものとする。

1 避難計画の策定

市は、避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。特に、避難準備・高齢者等避難開始の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、計画に沿った避難支援を行うものとし、地域住民、避難所設置予定施設の管理者等に周知徹底する。

2 避難所・避難場所

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害の恐れのない場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全性が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとし、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

(1) 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所については、被災が想定されない安全区域内に立地し、構造上安全な施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

(2) 指定避難所の指定

ア 指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有する設備であって、想定される災害による被害が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保を進めるものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。

イ 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定

避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

ウ 市は、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、排水経路を含めた災害に強いトイレ等の整備を図るほか、男女のニーズの違いを考慮し、男女双方の視点に立った整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。

また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合は、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

エ 市は、一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、避難所となる公共施設等のバリアフリー化を進めるとともに、介護保険施設、障害者支援施設等を必要に応じて福祉避難所に指定するよう努めるものとする。

(3) 一時避難所の指定

市は、指定緊急避難場所へ避難する前に組織的避難が円滑に行えるように、自治会・自主防災組織で定める組織単位ごとに一時的に集合して待機する場所として、一時避難所をあらかじめ確保・指定し、住民に周知する。

(4) 避難所運営マニュアルの策定

指定避難所の運営体制を確立するため、避難者（自主防災組織等）、市、施設管理者の協議により、予定される指定避難所ごとに、事前に避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

また、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、指定避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求めるものとする。なお、避難所運営マニュアルの策定等に当たっては、車中泊避難者等が発生することもある想定した対策を検討しておくものとする。

3 避難道路の指定

市は、市街地の状況に応じ、自主防災組織の理解と協力を得て、避難道路を指定し、住民に周知する。

4 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等の基準の策定

市は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等について、国及び県等の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、当市が策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル《水害編・土砂災害編》」により、住民への周知徹底に努めるものとする。また、マニュアル等に基づき、避難準備・高齢者等避難開始の発令による高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するものとする。

また、気象警報、避難勧告等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくとともに、市長不在時における避難勧告、避難指示（緊急）等の発令について、その判断に遅れを生じることがないように、代理規定等を整備するものとする。

市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難勧告等の発令基準を策定するものとする。

また、躊躇なく、避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。

5 浸水想定区域における避難確保のための措置

- (1) 国及び県は、洪水予報を実施する河川又は洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。また、県は、その他河川についても、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な手法も用いて、市町村等へ浸水想定を提供するよう努める。

市は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者、その他の者へ周知するものとする。

市は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するものとする。

市は、市域の洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）について、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

- (2) 市は、浸水想定区域内において、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で、洪水時等に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地を定めるものとする。

- (3) 市は、(2)に該当する施設について、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
- (4) 市は、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。また、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進するものとする。

6 孤立防止対策

災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しないよう通信手段の確立や孤立予想地域に通ずる道路の耐震化、林・農道等の迂回路の確保に努めるとともに、救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、公民館等の施設の整備や食料品等の備蓄を図り、平素から地域住民の間で準備する。

また、孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客等の孤立予測について、平素から把握しておく。

(1) 通信手段の確保

災害の発生により孤立地域が発生した場合、市防災行政無線や音声告知放送、CATVは重要な情報伝達手段となるため、平常時から施設の点検・整備を行うとともに、その効果的な運用を図る。

また、市内のアマチュア無線クラブ等と必要に応じて協議を行い、災害時の情報通信分野において協力が得られるようにしておく。

(2) 災害に強い道路網の整備

市道の耐震化等災害予防対策を推進する。

(3) 孤立予想地域の実態把握

ア 平素の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態を把握しておく。

イ 観光地等にあつては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておく。

(4) 避難所の確保

市内の孤立予想地区（資料9－15参照）における避難所として予定している公民館等の施設の実態把握に努めるとともに、地震等による被害を受けないよう、立地条件の検討や老朽施設の耐震改修・更新等を図る。

また、被害の状況によっては、一部、集落単位で孤立するおそれがあるため、それらの地区において、最低1箇所以上の避難所となりうる施設を確保し、未設置地区を解消する。

7 観光施設の避難対策

観光施設の各管理者はラジオ、テレビ等の放送で災害に関する気象の把握に努め、観光施設の利用者に周知徹底を図るとともに、市及び警察機関と緊密な連携のもとに、緊急時における避難誘導方法等を定め、さらに「避難の心得」「避難順路」等を標示して、利用者の早期避難に努める。

第12節 災害対策物資備蓄等の計画

大規模な災害が発生した直後の住民の生活を確保するため、食料、生活必需品、飲料水及び防災資機材等の備蓄並びに調達体制の整備を推進する。

1 食料及び生活必需品の確保

災害が発生した場合、緊急に必要な食料及び生活必需品を確保・供給するため、あらかじめ次の措置を講ずる。

- (1) 緊急食料及び生活必需品の調達・備蓄計画の策定（被災者、特に災害時要援護者等のニーズに十分配慮する。）
- (2) 市内における緊急物資（食料・生活必需品等）流通在庫調査
- (3) 緊急物資調達に関する機関、業者との調達協定の締結
大量調達が可能であり市中流通の混乱の少ない製造業者、卸売業者等を中心に、調達に関する協定を締結する。
- (4) 緊急物資調達に関する相互応援協定の締結
- (5) 公共備蓄すべき物資の備蓄
災害発生時に緊急に必要な食料、生活必需品の備蓄に努める。（資料8－1参照）
- (6) 緊急物資の集積場所の選定
物資の集積場所については、一時的に集積する拠点施設（地域内輸送拠点）を選定し、そこを拠点に各避難所に配布する。（資料6－2参照）
- (7) 住民、事業所等に対する緊急物資確保の啓発、指導
- (8) 炊き出し要請先リスト作成（学校給食施設、炊飯業者、外食事業者等の給食施設、自衛隊施設等）及び必要に応じ炊き出しに関する協定締結
- (9) 住民は、次のとおり災害が発生した場合の緊急物資の確保に努める。
ア 3日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄（乳幼児、高齢者等の家族構成に配慮）
イ アのうち、非常持出品の準備（食料、防災用品（懐中電灯、携帯ラジオ、救急用品等））
ウ 自主防災組織等を通じての助け合い運動の推進（協同備蓄の推進等）
- (10) 病院、社会福祉施設、企業、事業所等は、利用者、入居者等の特性に応じた物資の備蓄に心掛ける。

2 飲料水の確保

災害が発生した場合の飲料水を確保するため、あらかじめ次の措置を講ずる。

- (1) 岐阜県水道災害相互応援協定（資料2－6－5参照）に基づく他の水道事業者からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。
- (2) 応急給水用資機材等の整備
給水タンク、ろ過装置、給水車

- (3) 湧き水、井戸水等の把握
- (4) 水道工事事業者との協力体制の確立
- (5) 復旧資材の備蓄
- (6) 住民、事業所等に対する貯水、応援給水についての指導
- (7) 住民は、次のとおり災害が発生した場合の応急飲料水の確保に努める。

ア 家庭における貯水

- (7) 1人1日3ℓを基準とし、世帯人数の3日分を目標に貯水する。
- (4) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。
- (7) 貯水容器は、衛生的で、安全性が高く、地震動により水もれ及び破損しないものとする。

イ 自主防災組織を中心とする飲料水の確保

- (7) 給水班の編成
- (4) 地域の井戸、泉、河川、貯水槽等の水質調査等による飲料水の確保

ウ 応急給水用資機材の確保

ろ水器、ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、ポリ袋、燃料等

3 防災資機材の整備

(1) 情報連絡用資機材

市は、災害時等における住民への情報連絡のため、車載型拡声装置、ハンドマイク等の整備に努める。

(2) 避難、救出、応急救護用資機材

市は、避難障害物除去、被災者の救出、傷病者の応急救護のため、チェンソー、エンジンカッター、可搬式ウインチ、救命ロープ、救急医療セット、担架、テント等の整備に努める。

(3) 重機類借上げ等に関する協定の締結

建設業協会、土木建設業者等と重機類及び要員の借上げ等に関する協定を締結（資料2-1-1参照）

(4) 化学消火薬剤等（化学消火薬剤、空中消火薬剤等）の備蓄

(5) その他の災害応急対策用資機材

防災関係機関は、その実情に応じて必要とするその他の災害応急対策用資機材の整備増強に努める。

4 地域における防災資機材の整備

自主防災組織（自治会）単位に防災資機材倉庫等を設置し、自主防災活動の充実に努める。

第13節 要配慮者・避難行動要支援者の安全確保

高齢者、障がい者、外国人、観光客、乳幼児、妊婦等のいわゆる要配慮者は身体面又は情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、また避難生活においても不自由を強いられることから各種の災害対策においてきめ細かな配慮が必要で、関係団体、住民等の連携による要配慮者支援体制を確立するとともに、要配慮者の状況、特性等に応じた防災対策が的確に講じられるよう、個別かつ専門的な支援体制を整備する。

1 地域ぐるみの要配慮者・避難行動要支援者支援

市は、災害発生時に、地域ぐるみの要配慮者の安全確保を図るため、自主防災組織、民生・児童委員、地域住民等連携のもと、平常時から見守りネットワーク活動と要配慮者支援マップの整備・充実による避難行動要支援者の実態把握につとめ、生活の基盤が自宅にあるもののうち、下記の要件に該当する者を避難行動要支援者名簿に掲載し、災害時における迅速・的確な情報伝達、避難誘導、救助等の体制づくりを進める。

- (1) 要介護認定3～5を受けている者
- (2) 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を有する身体障がい者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く。）
- (3) 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- (5) 市の生活支援を受けている難病患者
- (6) 上記以外で自治会等が支援を必要と認めた者

また、自主防災組織は避難行動要支援者を支援できる地域の体制づくりに努める。

〈避難行動要支援者とは…〉

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものを避難行動要支援者という。

2 避難行動要支援者の状況把握

市は、避難行動要支援者の把握に努め、下記の事項を記載した避難行動要支援者名簿を整備する。この場合において、市は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。また、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

- (1) 氏名、生年月日、性別
- (2) 居住地、電話番号
- (3) 家族構成

- (4) 保健福祉サービスの提供状況
- (5) 連絡先
- (6) 安否確認の方法（複数）
- (7) 避難支援等を必要とする事由
- (8) 生活環境…特に独居の避難行動要支援者については災害危険度チェック（家屋の倒壊危険度と居住場所との関係、家具の転倒防止措置等）を行う。

3 避難行動要支援者の名簿情報の提供

(1) 名簿情報の提供

市は、「郡上市個人情報保護条例」に基づき、災害発生時における円滑かつ迅速な避難支援等を実施するため、避難行動要支援者本人から拒否の意思表示がない限り、避難行動要支援者名簿の名簿情報を、あらかじめ避難支援等関係者に提供する。また、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、「災害対策基本法」及び「郡上市個人情報保護条例」に基づき、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援関係者等その他の者に名簿情報を提供する。

(2) 避難支援等関係者

あらかじめ名簿情報を提供する避難支援等関係者は以下のとおりである。

岐阜県警察、郡上市社会福祉協議会、自主防災組織、市内自治会、地区会その他避難支援等の実施に携わる関係者として市が認めるものをいう。

なお、名簿情報は、ここに掲げるすべての団体に一律に提供するものではなく、避難支援等に取り組むため、これらの関係者からの申し出により、名簿情報の適正管理を行うことができる団体等に提供する。

(3) 避難行動要支援者の意思確認

市は、新たに名簿に掲載された避難行動要支援者本人に対し、避難行動要支援者名簿に掲載されたことを通知するとともに、拒否の意思表示をしない限り避難支援等関係者に名簿情報を提供することを通知する。

名簿情報の提供を拒否する場合は、別に定める届出書を市に提出するものとする。

(4) 提供名簿の更新

避難支援等関係者に提供する名簿情報については、年1回更新を行うものとする。

(5) 避難支援者等関係者における適正な情報管理

市は、避難行動要支援者の情報が無用に共有、利用されないよう努め、避難支援者等関係者に対して、守秘義務についての説明、施錠可能な場所での保管、必要以上の複製禁止等の指導を行う。

4 要配慮者に配慮した防災知識の普及

市は、要配慮者を災害から守るための防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域、社会福祉施設等において適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導する。

- (1) 社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所管理者等は職員、入所者等に対し、要配慮者を

災害から守るための防災訓練、防災教育等を行う。また、市地域防災計画に名称及び所在地を定められている要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時又は土砂災害に係る避難確保計画を作成するほか、洪水時に係る避難確保計画に基づく自衛水防組織の設置に努める。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画に基づき避難誘導等の訓練を実施するものとする。

- (2) 要配慮者は、自分の身体状況等に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、日常生活に必要な用具、補装具、医薬品等の入手方法等を明確にしておくよう努める。
- (3) 住民は、積極的にボランティアとして活動するなど、要配慮者の生活についての知識の習得に努める。

5 施設、設備等の整備

- (1) 市は、要配慮者自身の災害対応能力に配慮した緊急通報システムの設置を推進するなど要配慮者への情報提供体制の整備を図る。
- (2) 市は、要配慮者に配慮した避難所、避難路等のバリアフリー化を図る。
- (3) 市は、災害時に社会福祉施設において一定程度の要配慮者等を受入れ可能となるような施設整備を進める。
- (4) 観光施設の管理者は、各施設ごとに防災責任者を定め、平常時から危険箇所の点検を行うとともに、要配慮者の救助その他支援組織を整備しておくものとする。

6 人材の確保

- (1) 市は、要配慮者の支援に当たり、避難所等での介護者の確保を図るため、平常時よりヘルパー、手話通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。
- (2) ボランティアの活用を図るため、その活動の支援策等に努める。
- (3) 社会福祉施設等においては、平常時よりボランティア受入れ等に積極的に取り組み、災害時の人材確保に努める。

7 外国人に対する防災対策

市及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

- (1) 避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進
- (2) 地域全体で要配慮者への支援システムや救助体制を整備
- (3) 多言語による防災知識の普及活動を推進
- (4) 外国人を対象とした防災教育や防災訓練の普及
- (5) 多言語による災害時の行動マニュアルの作成及び配布
- (6) インターネット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など多様な手段を用いた、多言語による災害情報等の提供

第14節 水害予防計画

水害の発生予防及び被害の拡大を防止するため、市は、関係機関と協力して、消防団員の確保と水防資機材の備蓄に努めるほか、未改修河川の整備促進を図る。

1 水害予防対策

(1) 河川改修事業

長良川をはじめとする河川改修及び堤防の強化を進める。

(2) 集中豪雨対策

短期間での多量の降雨に対処するために、市内の幹線排水路の雨水渠整備を進める。

(3) 水防資機材の点検整備

水防資機材の点検を定期的に行うとともに、異常降雨に伴って河川の水位が上昇しているときは、河川の監視の結果や出水状況に応じて、水防作業のしやすい位置に資機材の配備を行う。

(4) 水害リスクの開示

市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。

また、市は、県管理河川において、県が行う水害の危険性が高い地区の情報（水害危険情報図等）の提供や、水位計の設置及び避難判断の参考となる水位の設定等、これらの情報を活用し、水害の発生に備えたタイムライン及びハザードマップを策定するものとする。

2 治山事業

森林は、雨水の自然調整池機能という一面を持っているため、本市においては、森林保全区域を設定し、官民有林の保全及び整備計画の策定を検討する。（保安林種別面積については、資料9－9参照）

3 砂防事業等土砂災害対策事業

本市には、土石流が発生するおそれのある危険箇所が指定されている。（資料9－10参照）

最近の災害の特徴として、一見安定した河状、林相を呈している平穏な溪流が、異常な集中豪雨により、いったん土石流が発生すると、両岸を削られ、堆積土砂を押し流して、下流の人家集落に多量の土砂を堆積させ、災害を起こす例が多い。

本市では、土石流危険溪流の周知や、土砂災害（特別）警戒区域の指定及び周知を推進し、警戒避難体制の整備、特定の開発行為に対する制限、建築物の構造規制などのソフト面の対策を含めた総合的な土石流対策の推進を図る。また、砂防えん堤及び溪流保全工を設置する砂防事業の実施を県に要請し予防措置を講ずる。

4 急傾斜地崩壊防止対策事業

本市には、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく、急傾斜地崩壊危険区域が指定されている。（資料9－3参照）

本市では、急傾斜地崩壊危険区域の周知や、土砂災害（特別）警戒区域の指定及び周知を推進し、警戒避難体制の整備、特定の開発行為に対する制限、建築物の構造規制などのソフト面の対策を進め、指定地域内では、一定の行為を制限するとともに、必要な箇所については防止工事を実施する。

5 土地災害の予防

分譲宅地、別荘地、レジャー施設等の事業に伴う土地開発並びに土石採取事業等（以下「土地開発」という。）に伴う災害予防は、次のとおりとする。

(1) 災害の未然防止

市は、土地開発による乱開発を未然に防止し災害を予防するため、その事業者に対し事業の実施について適切な指導に努める。

(2) 施行上の管理

市は、土地開発事業の施行に伴い、土砂の流出、崩壊などによる災害が発生するおそれがあるときは、土地開発事業者に対し、必要な措置をとることを指示し、災害を未然に防止するように努める。

6 本市における警戒雨量

雨による災害の発生が起ころおそれのある場合における警戒雨量は、おおむね次表のとおりである。

市は住民に対し危険区域・箇所の周知を図るとともに、この雨量を目安として危険地区ごとに警戒雨量を定め、情報の連絡、避難の体制等の確立を図る。

地 区 名	注意を要する雨量		警戒を要する雨量		
	前日までの雨量	当日の雨量	前日までの雨量	当日の雨量	時間雨量
長良川上流、 飛驒地区	100mm以上	50mmを超えたとき	150mm以上	50mmを超え	40mmを超えたとき
	150mm以下	40mmを超えたとき	200mm以上	降雨が継続する見込みの場合	
			150mm以下	100mmを超え	30mmを超えたとき

（注）本雨量は、一応の目安であって、これ以下の降雨であっても災害の発生するおそれがあることに留意する。

7 要配慮者利用施設における防災体制の整備

本章第13節「要配慮者・避難行動支援者の安全確保」に準ずる。

第15節 災害危険地域の予防対策

本市は、地形、地質等の自然条件からみて地盤災害を受けやすい環境におかれている。

このため、市は、災害による危険が予想される地域及び箇所を調査・把握し、関係機関及び地域住民に周知徹底するとともに、緊急度の高い区域から防災事業の推進を図る。

1 調 査

市は、単独又は関係機関と共同して、災害の予防と災害時の円滑な応急対策の実施を期するため、地域内において予想される単独で災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される程度の大規模災害について自然的、人工的災害条件の調査を行い、既往災害の経験を参考にして災害の種類ごとに各地域別の被害想定をするものとする。

2 土砂災害防止事業

市は、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等の把握をするとともに、土砂災害防止法に基づく土砂災害（特別）警戒区域の指定を促進し、土砂災害のおそれのある区域の周知、警戒避難体制の整備、既存住宅の移転促進等により、市民の生命・身体を守る土砂災害対策を推進する。また、施設整備については、要配慮者関連施設、次いで避難所等を守る砂防施設等を優先的に整備し、土砂災害発生箇所における施設整備や、大規模災害への対応として緊急輸送道路を守る施設整備を行う。

(1) 砂 防

土石流等の危険が大きいと予測される人家密集地区及び市街化の進展の著しい地区に係る渓流を重点に推進を図る。

(2) 地すべり

亀裂の発生、地盤の隆起、陥没等の地すべり現象が見られる地区について、地形、地質、地下水脈等の調査を行い、地すべり原因を把握し、その地区に適した地すべり防止工事の推進を図る。

特に被害が大きいと予想される人家密集地区及び河川の陥没による下流地域への影響の大きい地区を重点に推進を図る。

(3) 急傾斜地

急傾斜地（傾斜角30度以上、がけ高5 m以上）の崩壊による被害を軽減するため、一定行為の制限を行うとともに、必要な箇所については対策工事の実施を推進する。

3 造成地の災害防止

市及びその他の関係機関は、急傾斜における土地造成については、該当土地にかかる法的制限を土地造成事業者等に十分周知し、新たな危険箇所をつくらないよう徹底する。

また、既存の土地造成地についても、関係する法的制限等を遵守するよう指導する。

4 住宅移転事業

(1) 防災のための集団移転促進事業

市は、災害が発生した地域又は県建築基準条例で指定した災害危険区域のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために住居の集団移転を促進することが適当と認められる区域について防災のための集団移転促進事業の実施の促進を図るものとする。

(2) がけ地近接危険住宅移転事業

市は、県建築基準条例で指定した「災害危険区域」、建築を制限している区域及び土砂災害特別警戒区域に存する住宅で移転を必要とするものについては、がけ地近接危険住宅移転事業の実施の促進を図るものとし、本制度の活用について、地域住民の積極的な理解と協力を得るよう努める。

5 警戒避難体制の整備

(1) 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づき、県知事により指定を受けた土砂災害警戒区域(資料9-16)については、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。

ア 土砂災害に関する情報及び伝達及び予報又は警報の発表に係る住民への伝達手段については、防災行政無線(同報系)の屋外スピーカー、同戸別受信機、音声告知端末、緊急速報メール等の手段を用いて行う。

イ 避難所、避難場所(資料4-1参照)のうち土砂災害について対応するものとして規定する施設を使用する。また、避難場所及び避難経路については土砂災害ハザードマップにより住民への周知を図るものとする。

ウ 市は土砂災害に係る訓練について、防災訓練の実施(本章第9節「防災訓練の実施」参照)に規定する訓練の中で年1回以上実施するものとする。

(2) 浸水想定区域

水防法に基づき、県知事により指定を受けた水位周知河川における浸水想定区域については、当該区域ごとに次の事項を定めるとともに、ハザードマップ等により住民への周知を図る。

ア 避難判断水位到達情報の伝達方法

イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ウ 利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる高齢者、障がい者、乳幼児等が主に利用する施設の名称及び所在地

(3) 土砂災害警戒区域内及び浸水想定区域内の要配慮者関連施設のうち、特に防災上の配慮を必要とする施設で、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難が行われるよう土砂災害や洪水に関する情報を次のとおり施設管理者に伝達する。

ア 土砂災害情報の伝達

市は、要配慮者が利用する施設(資料4-2参照)で、土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設に対しては、あらかじめ電話、ファックス等により土砂災害

警戒情報、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）等の情報を伝達する。

イ 洪水情報等の伝達

市は、要配慮者が利用する施設（資料4－2参照）で、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設に対しては、あらかじめ電話、ファックス等により河川の水位情報、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）等の情報を伝達する。

第16節 火災予防計画

火災の発生を防止し、火災による被害の軽減を図るための平常時における火災予防に関する対策は、郡上市消防計画に定めるもののほか、本計画によるものとする。

1 消防体制の確立

市は、消防職員及び消防団員の人的確保に努めるとともに、各種の災害に対処し得る体制を確立するものとする。

2 消防組織

市の消防体制は、常備消防として消防本部、中署・南出張所、北署に署員が配備され、非常備消防として郡上市消防団の消防団本部（団長及び副団長）及び八幡・大和・白鳥・高鷲・美並・明宝・和良方面隊が消防活動に当たっている。（資料5－1、5－2参照）

3 消防力の整備強化

(1) 消防力の強化

市は、「消防力の整備指針」に適合するよう消防組織の充実強化及び消防施設の整備増強を図ることはもとより、災害が発生した場合の道路交通の阻害、同時多発災害の発生等に対応できる消防力の整備に努める。（資料5－4参照）

ア 消防団員の確保と資質の向上に努める。

イ 災害が発生した際の情報伝達手段、指揮系統の確立を図る。

ウ 災害時の消防本部・署との連携方法の確立を図る。

エ 同時多発災害時には行政の消防力だけでは対応できないので、住民による自主防災組織等の育成強化に努める。

(7) 各自主防災組織の活動強化を図る。

(4) 消防職員、消防団員OBを活用した消防団災害等支援団員の育成に努める。

(5) 自主防災意識の普及及び初期消火、応急救護、防災資機材の取扱訓練を実施する。

(2) 消防水利の確保

消防水利施設等の整備充実については「消防水利の基準」に適合するよう年次計画を立てその推進を図る。

ア 地震によって発生する火災にも対応でき、かつ災害時の生活用水の確保を目的とした耐震性貯水槽の整備を図る。

イ 緊急水利として利用できる河川、ため池、プール、井戸等を把握しておき、水利の多様化を図る。

4 防火対策物の関係者に対する火災予防の徹底

(1) 予防査察の強化

消防本部・署は、常に当該区域内の防火対策物並びに地域の環境の変化を把握し防火対策物の定期的な査察を行うとともに、臨時査察、特別査察等を計画的に行う。

(2) 防火管理者の育成指導

一定規模以上の対象物（ホテル、旅館、マーケット、病院等で収容人員30人以上、その他の防火対策物で同じく50人以上）には、消防法施行令（昭和36年政令第37号）に定める資格を有する防火管理者を選任させ、消防訓練、講習会等を実施し、自主防災体制を確立させるものとする。

また、防火管理者に対して消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の整備点検及び火気使用等について指導し、周知徹底を図るものとする。

5 不燃化・火災延焼防止

(1) 建築物の不燃化・耐震化

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）等に基づく構造・設備、防火対象物の位置・消防用設備等の規制により、建築物への誘導を図る。

イ 老朽度の著しい又は構造上危険と判定される公共建築物は、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震耐火構造建物へ改築を図る。

ウ 公共建築物の定期点検及び臨時点検を実施して破損箇所等は補修又は補強し、災害の防止に努める。

6 消防通信に関する計画

火災の早期通報と適切な消防活動を行うため、消防無線電話、消防専用電話等の整備をするとともに、市の防災行政無線、サイレン等の有効利用について配慮するものとする。

7 消防団員教養訓練計画

効果的な消防活動を確保するため消防団員の資質の向上と実践的技術習得のため、次により教養訓練を行うものとする。

(1) 一般教養計画

ア 新たに任命した消防団員のすべてに対し、基礎的教養訓練を行う。

イ 教養訓練の方法は、消防学校、講習、巡回指導、教養資料の配布、演習訓練その他の方法により行うものとする。

(2) 演習訓練計画

演習訓練は、次の種目を基準として実施するものとする。

ア 人命救助

イ 飛火警戒

ウ 通信連絡

エ 破壊消防

オ 出動

カ 財産保護

キ 山林火災防ぎょ

ク 車両火災防ぎょ

ケ 危険物火災等特殊火災防ぎょ

コ 災害応急対策等

8 市民に対する火災予防等の徹底

市は、火災の発生を防止し、あるいは災害時における被害の軽減を図るため、市民に対し、防火、防災に関する思想あるいは郡上市火災予防条例（平成16年条例第195号）の普及徹底に当たるものとするが、特に震災火災時の初期消火体制を確立するための心得等についても普及徹底するものとする。

(1) 市民の火災予防

市民に対する火災予防の徹底は、次による。

ア 実施の時期

市民に対する防火思想の普及は、「全国火災予防運動（春、秋）」あるいは「文化財防火デー」の期間のほか適宜その期間を定めて行う。

イ 方法

火災予防の徹底、防火思想の普及を強力に推進するために、次の方法により普及する。

- (ア) 市広報誌
- (イ) 広報車
- (ウ) パンフレットの配布
- (エ) ポスター掲示
- (オ) C A T V、市ホームページの活用
- (カ) 防火教室
- (キ) 防火展示会
- (ク) 学校、幼稚園、保育園における教育訓練

ウ 教養内容

- (ア) 火災予防上必要な一般的事項及び初期消火等の基礎知識
- (イ) 初期消火体制の確立（防火用水、水ばけつ、消火器等の備付）

(2) 総消防体制の樹立

ア 自衛防火組織の強化

イ 自治会を単位とした自主防災組織の育成強化

(3) 防火管理者講習会及び危険物安全講習会は、消防長が別に定め開催する。

9 関係機関の協力

消防署長及び消防団長は、防火関係各機関の育成を図り、火災予防を普及し、初期消火体制の万全を期するものとする。

10 要配慮者利用施設における防災体制の整備

本章第13節「要配慮者・避難行動支援者の安全確保」に準ずる。

第17節 雪害予防計画

豪雪あるいは雪崩等雪害に対する道路その他公共的施設の整備及び除雪用機械の整備は本計画によるものとする。

1 豪雪地域

本市の八幡町、高鷲町、白鳥町、大和町、明宝は、豪雪地帯対策特別措置法の指定豪雪地帯である。

雪害予防施設の各事業別の施設整備等の方針は、次のとおりである。

2 道路施設等の整備

道路雪害予防のための道路施設の整備及び道路除雪のための除雪用機械の整備は次によるものとする。

(1) 凍雪害防止事業

市は、積雪寒冷地域内における道路について、凍上又は融雪により路盤が破壊されることを防ぐため、又は積雪により交通に支障を及ぼすことを防ぐため、凍雪害防止採択基準（以下、「採択基準」という。）に適合する道路について路盤改良や流雪溝の整備、堆雪幅の確保に努めるものとする。

(2) 防雪事業

積雪地域内における道路について、雪崩の発生により危険を生じ、若しくは自動車交通が不能となる箇所又は地形若しくは風向上防雪効果の著しい箇所を調査し防雪柵、スノーシート、流雪溝及び雪崩防止柵、消融雪施設等防雪施設の整備を行うものとする。

(3) 除雪用機械の整備

道路除雪に必要なブルドーザ等除雪機械の整備を行う。

(4) 道路改築事業

市は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努めるものとする。

3 雪崩防止施設の整備等

雪崩危険箇所等で、雪崩の発生するおそれのある地域での人家、公共施設等の保全を図るため、雪崩防止対策として必要な施設の整備を図り、雪崩等の災害防止に努めるものとする。

4 学校施設の整備

豪雪山間地帯における校舎等の保全を図り、冬期間の通学と運動場を確保するため危険校舎の改築、屋内運動場等の建設整備を図るものとする。

5 除雪体制の整備

市は、豪雪等に対し、道路交通等を確保できるよう除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必

要な資機材の備蓄を行うなど最大限の効率的・効果的な除雪に努めるものとする。特に、集中的な大雪に対しては、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。

また、熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、市は入札契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。

また、市は、雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪の緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図るものとする。

6 要配慮者利用施設における防災体制の整備

本章第13節「要配慮者・避難行動支援者の安全確保」に準ずる。

7 緊急輸送活動関係

市は、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、リスク箇所をあらかじめ把握しておくとともに、融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の実情に応じて準備するよう努めるものとする。

8 災害未然防止活動

道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な通行規制区間を想定しておくものとする。また、道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるものとする。

9 防災訓練の実施

市は、県及び関係機関等と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練を実施するものとする。

10 防災知識の普及

車両の運転者は、雪道を運転する場合、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車内にスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。

公安委員会や運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪等も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努めるものとする。

集中的な大雪が予測される場合は、市民一人ひとりが非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。

第18節 危険物等保安計画

危険物施設等による災害の発生及び拡大の防止を図るため、市は、防災関係機関及び関係事業所と連携し、安全規則の遵守等、適正な施設の管理、教育訓練の徹底等の保安体制を確立して安全確保を図る。

1 火薬類保安計画

火薬類の爆発等による災害を防止し、あるいは災害時における火薬類の保安を確保するため、次により危険時の措置、指導の徹底を期する。

(1) 危険時の通報

火薬庫が近隣の火災、その他の事情により危険な状態となり、又は火薬類の流失のおそれ等危険な状態を発見した者は、直ちに市又は警察官に連絡する。

(2) 緊急措置

市は、災害の発生防止のため必要があるときは、県と協議し、火薬庫の使用停止又は火薬類の取扱い制限若しくは変更を要請する。

(3) 災害安全運動

毎年6月上旬の1週間を「火薬類危害予防週間」とし、各事業者は、関係者に対して保安教育に努める。

(4) 訓練等

各事業所は、火薬類爆発時の処置あるいは災害時の安全確保のため、それぞれの状況に応じた計画を策定し、これに基づき連絡通報、応急措置等必要な訓練を実施する。

2 高圧ガス保安計画

高圧ガスによる災害の防止あるいは災害時における高圧ガスの保安を確保するため、次により危険時の措置、指導等の徹底を期する。

(1) 危険時の通報

高圧ガスの製造所、販売所、貯蔵所等の施設（以下「高圧ガス施設」という。）又は高圧ガス充てん容器からのガス漏れ等危険な状態を発見した者は、直ちに関係の防災機関又は警察官に連絡する。

(2) 緊急措置

市は、災害の発生防止のため必要があると認めたときは、県と協議し、高圧ガス施設の使用停止又は高圧ガスの取扱い制限若しくは変更を要請する。

(3) 災害安全運動

毎年10月下旬の1週間を「高圧保安活動促進週間」、毎年10月を「L P ガス消費者保安月間」とし、各事業所は、従業員の保安教育に努める。

(4) 訓練等

各事業所は、高圧ガスによる危険発生時の適切な処置と災害時における高圧ガスの保安確

保のため、それぞれの状況に応じた計画を策定し、これに基づき連絡通報、応急措置等必要な訓練を実施する。

3 危険物保安計画

危険物による災害の防止あるいは災害時における危険物の保安を確保するため、次により検査、指導等の徹底を期する。

(1) 危険時の通報

危険物施設において危険物の流出、その他の事故が発生し危険な状態になったときは、災害を防止するため応急の措置を講ずるとともに直ちに消防署及び警察署に通報する。

(2) 規制、立入検査等

危険物製造所等の設置、変更等に関しては、法に定める技術上の基準に基づいて適正に実施するとともに、これら製造所等については、必要の都度、立入検査を実施し、技術上の基準に適合するよう指導を行う。

(3) 輸送対策（移送を含む）

危険物の運搬については、容器、積載の方法等についての基準の厳守を指導強化するとともに、車両火災の予防などについて指導する。

(4) 災害安全運動

毎年6月の第2週を「危険物安全週間」とし、各事業者は、保安体制の整備促進及び保安教育に努める。

(5) 教養、訓練等

ア 市は、危険物取扱者を対象として、危険物の取り扱い作業の保安に関する講習を実施し、災害の防止を図る。

イ 各事業所は、危険物施設の安全の確保を図るため従業員に対する安全教育並びに消火訓練を実施するよう努める。

4 毒物、劇物保安計画

毒物、劇物による災害の防止あるいは災害時の保安を確保するため、次により危険時の措置、指導等の徹底を期する。

(1) 危険時の通報

毒物、劇物が各種災害等により飛散、流出その他危険な状態となっていることを発見した者は、直ちに保健所、警察署又は消防署に通報する。

(2) 自主保安体制の強化

ア 毒物、劇物営業者等は、部門責任者（保管、販売、保安）を置き、管理部門を明確にして危害の防止に当たらせる。

イ 部門責任者は、相互に連携を密にして業務の円滑な推進に努める。

ウ 毒物、劇物営業者等は取扱い施設の安全確保を図るための従業員に対する安全教育を実施するよう努める。

第19節 ライフライン対策

上下水道等のライフライン施設は、生活の根幹をなすものであり、これらが災害により被害を受け、機能まひに陥ることによる影響は極めて大きい。

このため、市は、風水害等の災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、施設の災害防止対策を推進する。

1 上水道施設の整備

(1) 施設の安全性の充実

- ア 老朽管等の布設替を進める。
- イ 配水管の管網化の整備充実を図る。
- ウ 断水等の影響を最小限にとどめるため、2系統水源を行い、配水系統間の相互融通性の強化を図る。

(2) 資機材の備蓄等

- ア 復旧工事用資材の備蓄及び調達（製造業者と優先調達に関する契約締結）
- イ 応急給水用器材の備蓄（給水タンク等の整備）

(3) 施設応急復旧活動マニュアルの作成及び訓練の実施

- ア 次の事項について水道施設応急復旧活動マニュアルを作成する。

(ア) 指揮命令系統の確立

- ・職員の非常招集
- ・情報伝達の確保
- ・班編成の強化

(イ) 水道施設の被害状況調査、把握の方法

(ロ) 復旧用資機材の備蓄及び調達方法

(ハ) 応急復旧の具体的作業、手順、方法

(ニ) 応急復旧活動内容の周知方法

(ホ) 施設管理図面等の管理及び活用方法

- イ 水道施設応急復旧活動の訓練を実施する。

(4) 応急復旧応援受入れ体制の整備

次の事項について、応急復旧応援受入れ体制の整備を図る。

- ア 国、県及び関係機関等との連携
- イ 水道事業者等関係団体との連携
- ウ 電気、機械及び計装設備等団体との連携

2 下水道施設の整備

(1) 緊急連絡体制の整備

- ア 災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するた

め、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等についてあらかじめ定めておく。

イ 被災時には、関係職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の地方公共団体との広域応援協定の締結、民間業者との連携強化による復旧・協力体制を確立する。

(2) 緊急用、復旧用資材の計画的な確保

被災時には、被災の状況を的確に把握し、ライフラインとしての下水道の機能を緊急的に確保するため、発電機、ポンプ等の緊急用・復旧用資機材の計画的な整備に努める。

(3) 管渠及び処理場施設の系統の多重化

万一、下水道施設が被災した場合、ライフラインとしての機能を確保できうる体制を整備する。

そのため、必要に応じて、管渠の2系統化、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替性の確保を図る。

第20節 孤立地域防止対策

市域の大部分は山地で占められており、その中を河川が深い谷を刻みながら流れ、所々に盆地を形成している。山間地には小集落が点在しており、こうした地勢は、孤立地域の発生を余儀なくさせることから、本計画の定めるところによりその防止対策を推進する。

1 通信手段の確保

通信手段については、第1章第6節「防災通信設備等の整備」に定めるところによる。災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努めるものとする。

2 災害に強い道路網の整備

孤立予想地域に通ずる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に留意した整備を推進するものとする。

3 孤立予想地域の実態把握

災害時の孤立地域を予測し、孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平素から把握しておくものとする。

4 救助活動拠点の選定・把握

災害時に孤立しても即座に救助活動が行えるよう、平素から救助活動拠点場所の選定を行い、併せて防災ヘリの着陸可能場所の選定及び把握に努めるものとする。

5 備 蓄

備蓄については、第1章第12節「災害対策物資備蓄等の計画」に定めるところによる。孤立地域内での生活が維持できるように、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮するものとする。

6 その他

市は、上記の対策に加え、別に定める孤立集落対策指針により、その他の対策を実施するものとする。

第21節 業務継続体制の整備

大規模災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤が失われ、市の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。

こうしたことから、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、市にとって災害時に必要な業務の継続、あるいは早期に立ち上げるための業務継続計画の策定に取り組むなど、予防対策を推進する。

1 郡上市業務継続計画の策定

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性のある業務継続性の確保をするため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うとともに、市の機能が壊滅した場合、県職員や他市町村職員の速やかな派遣を依頼できる体制の確立を図るものとする。

2 市における個人情報等の分散保存

市における業務継続のために重要な個人情報を含むデータ（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等）の分散保存の促進を図る。

市は、保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるものとする。

第22節 火山災害対策

白山（気象庁における常時観測火山）の火山現象による災害を防止し、また、被害の低減を図るため、災害危険予想区域の把握等、災害予防対策に努める。

1 噴火時等の火山防災対策を検討するための協議会等の設置

- (1) 市は、国、県、関係市町村、公共機関、火山専門家等と連携し、噴火時の避難体制等の検討を共同で行うための協議会（以下「火山防災協議会」という。）に参加するなど、体制を整備するよう努める。
- (2) 市は、適切な土地利用の誘導、警戒避難対策の推進、住民への情報提供等を効果的に行うため、火山防災協議会を通じて、噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定等を推進する。また、大規模噴火に備えて、市本部の運営体制、広域避難計画、広域に降り積もる火山灰への対応等の検討を行う。
- (3) 市は、火山防災協議会の枠組みを活用し、平常時から国、県、公共機関等と連携し、災害時の防災対応について検討を行う。

2 災害危険予想区域の把握

- (1) 市は、適切な土地利用の誘導、警戒避難対策の推進、住民等への情報提供等を効果的に行うため、火山防災協議会における検討等を通じて、白山の特性を考慮した、噴火シナリオの作成、噴火現象が到達する可能性のある危険区域を表記した火山ハザードマップを作成するとともに、噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山ハザードマップ、火山災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成・配布し、研修を実施する。
- (2) 市は、火山防災協議会での検討を通じて、災害が予想される地区を把握するとともに、当該地区における警戒避難対策を定め、その内容を当該地区の住民に周知しておく。なお、災害予想については、噴火、降灰（れき）、溶岩、有毒ガス、泥（土石）流、火砕流及び地殻変動等火山現象によるあらゆる種類の災害を想定する。

3 避難施設等の整備

市は、通信・放送設備、避難施設及び救助に要する設備の整備を図るよう努める。

4 避難所の設定

市は、災害の想定に基づき、実態に即した避難所を設定しておく。

5 指定緊急避難場所

市は、指定緊急避難場所について、被害が想定されない安全区域内に立地する施設又は安全区域外に立地するが災害に対して安全性を有する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制や極力バリアフリー機能等を有するものを指定する。

6 警戒避難体制の整備

市は、国・県から得た火山活動に関する情報を住民に伝達する体制の整備を図る。

7 防災訓練の実施

市は、訓練を行うに当たっては、火山ハザードマップや噴火シナリオ等を活用して被害の想定を明らかにするとともに、噴火警戒レベルの導入に伴う防災対応や避難対象地域の設定を行い、避難開始時期や避難対象地域、避難経路・手段を定める具体的で実践的な避難計画を作成し、実施時期を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的なものとなるよう工夫する。